

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県守谷市長

## 公表日

令和7年6月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法、国民年金施行令、国民年金法施行規則に基づき国民年金被保険者に関する申請・届出等を受理・審査し、日本年金機構に報告を行う。 【特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の具体的な内容】 ① 被保険者の資格異動に係る届出の受理・審査・報告 ② 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請の受理・審査・報告 ③ 年金受給に関する裁定請求書、未支給年金請求届出書の受理・審査・報告 ④ 免除申請者や保険料未納者等の所得情報提供 ⑤ 障害基礎年金事務に係る現況届の受理・審査・報告 ⑥ 年金生活者支援給付金の届出の受付・報告、また支給に必要な情報の提供 ⑦ その他上記の事務に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 国民年金宛名情報ファイル 4. 年金生活者支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表46の項 別表128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24の2 第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市健幸福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市健幸福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。マイナンバーを利用した年金記録の確認を行う際は、本人からのマイナンバー取得を徹底している。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・アクセス権限の発行・失効の管理を人事異動等の適切な時期に行っている。 ・システムへのアクセス制限を職員毎に設定しているため、権限のない者により特定個人情報を不正に使用されるリスクへの対策は十分である。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-② 所属長	国保年金課長 高橋 由紀子	国保年金課長 長田 誠	事後	
平成29年1月25日	I-1-② 事務の概要	<p>国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成</p> <p>②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成</p> <p>③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 ③. 結果入力</p> <p>④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 ③. 結果入力</p> <p>⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 ③. 情報提供</p>	<p>国民年金法、国民年金施行令、国民年金法施行規則に基づき、国民年金被保険者に関する申請・届出等を受理・審査し、日本年金機構に報告を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>① 被保険者の資格異動に係る届出の受理・審査・報告</p> <p>② 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請の受理・審査・報告</p> <p>③ 年金受給に関する裁定請求書、未支給年金請求届出書の受理・審査・報告</p> <p>④ 免除申請者や保険料未納者等の所得情報提供</p> <p>⑤ 障害基礎年金事務に係る現況届の受理・審査・報告</p> <p>⑥ その他上記の事務に関連する業務</p>	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和4年3月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市保健福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年3月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I-5-① 担当部署	健福祉部国保年金課	健幸福祉部国保年金課	事後	
令和4年9月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	守谷市保健福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市健幸福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年9月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	守谷市保健福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市健幸福祉部国保年金課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年9月1日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和7年5月14日	I-1-② 事務の概要	<p>国民年金法、国民年金施行令、国民年金法施行規則に基づき国民年金被保険者に関する申請・届出等を受理・審査し、日本年金機構に報告を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>① 被保険者の資格異動に係る届出の受理・審査・報告</p> <p>② 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請の受理・審査・報告</p> <p>③ 年金受給に関する裁定請求書、未支給年金請求届出書の受理・審査・報告</p> <p>④ 免除申請者や保険料未納者等の所得情報提供</p> <p>⑤ 障害基礎年金事務に係る現況届の受理・審査・報告</p> <p>⑥ その他上記の事務に関連する業務</p>	<p>国民年金法、国民年金施行令、国民年金法施行規則に基づき国民年金被保険者に関する申請・届出等を受理・審査し、日本年金機構に報告を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>① 被保険者の資格異動に係る届出の受理・審査・報告</p> <p>② 国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例申請の受理・審査・報告</p> <p>③ 年金受給に関する裁定請求書、未支給年金請求届出書の受理・審査・報告</p> <p>④ 免除申請者や保険料未納者等の所得情報提供</p> <p>⑤ 障害基礎年金事務に係る現況届の受理・審査・報告</p> <p>⑥ 年金生活者支援給付金の届出の受付・報告、また支給に必要な情報の提供</p> <p>⑦ その他上記の事務に関連する業務</p>	事後	
令和7年5月14日	I-2 特定個人情報ファイル名	1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 国民年金宛名情報ファイル	1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 国民年金宛名情報ファイル 4. 年金生活者支援給付金情報ファイル	事後	
令和7年5月14日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表46の項 別表128の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24の2 第68条の2	事後	
令和7年5月14日	II-1 対象人数いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年5月14日	II-2 取扱者数いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年5月14日	IV-8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	_____	十分である	事後	新様式(新たに追加された項目)
令和7年5月14日	IV-8 人手を介在させる作業判断の根拠	_____	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。マイナンバーを利用した年金記録の確認を行う際は、本人からのマイナンバー取得を徹底している。	事後	新様式(新たに追加された項目)
令和7年5月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	_____	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式(新たに追加された項目)
令和7年5月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	_____	十分である	事後	新様式(新たに追加された項目)
令和7年5月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	_____	・アクセス権限の発行・失効の管理を人事異動等の適切な時期に行っている。 ・システムへのアクセス制限を職員毎に設定しているため、権限のない者により特定個人情報を不正に使用されるリスクへの対策は十分である。	事後	新様式(新たに追加された項目)